

(様式 1-3)

飯舘村復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (福島県交付分) 個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	18	事業名	いいたて までのいな農業復興計画基幹事業	事業番号	C-4-10
交付団体	福島県		事業実施主体 (直接/間接)	飯舘村 (間接)	
総交付対象事業費	7,185 (千円)		全体事業費	7,185 (千円)	
事業概要					
<b>(1) 事業の概要</b> 福島第一原子力発電所事故による放射能汚染とその後の計画的避難の継続により、震災から 3 年を経過する現在、村の農業そのものが全滅の危機に瀕している。 飯舘村の農業復興のためには、その第一歩として、意欲ある農業者の避難先での営農再開を支援することによって耕作意欲の維持を図り、帰村可能となった際には、速やかに営農展開ができる基盤を保つことが必要不可欠である。 よって、本村の主要産業である農業の中でも、年間売上総額で 4 億円を超す高い市場評価を得ていた高品質なリンドウ、トルコギキョウ、キュウリ、インゲン等を対象として、行政主導による農業復興・再開プロジェクトを始動し、以って、意欲ある農業者による農業技術の継承を図り、あわせて「までいブランド」の維持と生産技術・技能のさらなる発展を目指すことにより、史上他に類を見ない「放射能汚染避難区域のモデル的農業復興」を果たすことを目的とする。 本事業の方針については、別添「被災地域農業復興総合支援事業に係る方針について」の通りである。					
<b>(2) 事業量 (山形県最上郡金山町→山形県最上郡舟形町)</b> 下記「当面の事業概要」のとおり					
<b>(3) 復興計画への位置づけ</b> 「いいたて までのいな復興計画 (第 1 版)」P.24 基本方針⑤「までいブランドを再生する」					
<b>(4) 地区の変更 (平成 26 年 1 月 28 日)</b> 別紙「飯舘村復興交付金事業計画 (C-4-10) にかかる地区の変更について」に記載の理由により、事業実施地区を山形県最上郡金山町から同県同郡舟形町に変更。					
当面の事業概要					
<平成 26 年度> (山形県最上郡舟形町) パイプハウス 2 棟及び付帯施設一式、予冷库一式、トラクター付属機器一式					
東日本大震災の被害との関係					
飯舘村は、原子力災害による全村域の放射能汚染と、その後の計画的避難の継続により、震災から 3 年を経過する現在においても、居住も営農活動も一切できない状況にあり、飯舘村の農業そのものが存続の危機に瀕している。					

これ以上の営農休止は、担い手の営農再開意欲を消滅させることになり、これまで培ってきた「までいブランド」の市場評価はもとより、人材と栽培技術までも失うことになることは明白である。

農業は村の基幹産業であり、村の復興のためには、農業の復興が不可欠であることから、これまで村民に寄り添って農業の振興を図ってきた飯舘村が事業主体となって、飯舘村の農業復興の第一歩として、避難先での営農再開を支援するものである。

#### 関連する災害復旧事業の概要

飯舘村は、計画的避難区域に設定されているため、平成 24 年度から国直轄により除染事業が実施される。なお、飯舘村が平成 23 年 9 月 28 日に策定し国に要請を兼ねて提出した「飯舘村除染計画書」においては、宅地の除染は 2 年、農地の除染は 5 年、山林の除染は 20 年を目途に事業を進め、農地の土壌中放射性セシウム濃度は 1,000Bq/kg 以下を目指す、としている。

(様式 1 - 3)

飯舘村復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (福島県交付分) 個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	20	事業名	いいたて までのいな農業復興計画基幹事業	事業番号	C-4-12
交付団体		福島県	事業実施主体 (直接/間接)	飯舘村 (間接)	
総交付対象事業費		79,974 (千円)	全体事業費	79,974 (千円)	
事業概要					
<b>(1) 事業の概要</b> 福島第一原子力発電所事故による放射能汚染とその後の計画的避難の継続により、震災から 2 年を経過する現在、村の農業そのものが全滅の危機に瀕している。 飯舘村の農業復興のためには、その第一歩として、意欲ある農業者の避難先での営農再開を支援することによって耕作意欲の維持を図り、帰村可能となった際には、速やかに営農展開ができる基盤を保つことが必要不可欠である。 よって、本村で盛んである畜産について、行政主導による農業復興・再開プロジェクトを始動し、以って、意欲ある農業者による農業技術の継承を図り、あわせて「までいブランド」の維持と生産技術・技能のさらなる発展を目指すことにより、史上他に類を見ない「放射能汚染避難区域のモデル的農業復興」を果たすことを目的とする。 本事業の方針については、別添「被災地域農業復興総合支援事業に係る方針について」の通りである。					
<b>(2) 事業量 (千葉県山武市)</b> 下記「当面の事業概要」のとおり					
<b>(3) 復興計画への位置づけ</b> 「いいたて までのいな復興計画 (第 1 版)」P. 24 基本方針⑤「までいブランドを再生する」					
当面の事業概要					
<平成 26 年度> (千葉県山武市) 牛舎用パイプハウス (肥育舎) 3 棟及び付帯施設一式 牛舎用パイプハウス (繁殖舎) 1 棟及び付帯施設一式 牛舎用パイプハウス (分娩舎) 1 棟及び付帯施設一式 上記付帯電気工事・土木工事等一式					
東日本大震災の被害との関係					
飯舘村は、原子力災害による全村域の放射能汚染と、その後の計画的避難の継続により、震災から 2 年を経過する現在においても、居住も営農活動も一切できない状況にあり、飯舘村の農業そのものが存続の危機に瀕している。 これ以上の営農休止は、担い手の営農再開意欲を消滅させることになり、これまで培ってきた「までいブランド」の市場評価はもとより、人材と栽培技術までも失うことになることは明白である。 農業は村の基幹産業であり、村の復興のためには、農業の復興が不可欠であることから、これまで村民に寄り添って農業の振興を図ってきた飯舘村が事業主体となって、飯舘村の農業復興の第一歩として、避難先での営農再開を支援するものである。					

関連する災害復旧事業の概要

飯舘村は、計画的避難区域に設定されているため、平成 24 年度から国直轄により除染事業が実施される。なお、飯舘村が平成 23 年 9 月 28 日に策定し国に要請を兼ねて提出した「飯舘村除染計画書」においては、宅地の除染は 2 年、農地の除染は 5 年、山林の除染は 20 年を目途に事業を進め、農地の土壌中放射性セシウム濃度は 1,000Bq/kg 以下を目指す、としている。